

免許外教科担任許可の実態について（教育委員会への調査から）

1. 許可の理由

・当該教科の担当教員がない場合の許可の理由

- ①定数内では全教科の免許を持った教員を配置できないため:85%
- ②免許保有者が病気休暇や育児休業中であるため:64%

・当該教科の担当教員がいる場合の許可の理由

- ①教員間の持ち時間数の平準化:15%
- ②校務分掌も含めた勤務時間の平準化:32%
- ③少人数指導・TTを行うため:40%
- ④特別支援教育や外国人児童生徒への指導のため:45%
- ⑤その他(特定分野の指導のため 等)

2. 免許外教科担任の解消に向けた取組等

・教育委員会の取組

- ①免許外教科担任の許可基準の厳格化:17%
- ②免許外教科担任の許可を減らすための学校に対する指導:57%
- ③非常勤講師、退職者等の採用による人材活用:83%
- ④採用時における複数免許状所持者の優遇、現職教員による複数免許状取得の促進:45%
- ⑤人事異動、配置等の配慮:77%
- ⑥校務分掌、時間割等の配慮:30%
- ⑦当該免許を保有する教員の複数校併任:45%
- ⑧希少免許教科を保有する教員の計画的な採用:40%

・その他の具体的な取組(個別意見の件数)

- ①非常勤講師の活用:28 ②指導・周知:23 ③計画的な配置:14 ④兼務発令:14
- ⑤教員採用試験での加点:12 ⑥認定講習等の周知:4 ⑦大学への働きかけ(養成):2 ⑧再任用の活用:1

・国への要望(個別意見の件数)

- ①定数増:16 ②大学での複数免許取得:10 ③現職教員の複数免許取得支援:6 ④文書による通知
- ⑤希少免許の教員資格認定試験の実施 ⑥特別支援教育への対応